

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件（東京地方裁判所 平成30年（ワ）第37047号）

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成30年（2018年）11月27日 東京地方裁判所に訴えの提起

12月 7日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、原告が、区道を原動機付自転車で走行していたところ、路上に放置されていた自動車通行禁止の看板（以下「本件看板」という。）に衝突して転倒し、傷害を負ったことにより治療費等の損害を被ったと主張し、被告に対し1,983,763円の損害賠償金の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対して、金1,983,763円及びこれに対する平成29年8月2日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 原告は、平成29年8月2日午後11時30分頃、被告の管理する区道を原動機付自転車で乗って走行していたところ、路上に放置されていた本件看板に衝突して転倒し（以下「本件事故」という。）、左^{とう}橈骨頸部^{けい}骨折の傷害を負い、治療を受けた。

イ 本件看板は、被告が区立小学校の児童の安全のために午前7時から午後5時までの間、同校前の道路の自動車通行を禁止していることを表示するために道路上に設置していたものであり、午後5時以降翌日の午前7時までの間は道路外に移動されなくてはならないものであるところ、本件事故時には、道路上に放置されたままと

なっていて、自動車通行の妨害となって危険な状態にあった。

ウ 原告は、本件事故時には、本件看板はないものと信頼して通行していたところ、本件看板は目立たず暗がりであったために、本件看板が放置されたままになっていることに気付くのが遅れて、本件事故が発生した。

エ 被告が本件看板を公道上に放置したままにして道路交通上の危険を発生させたことは、被告による道路管理の瑕疵であるといわざるをえず、被告は、本件事故によって原告に発生した治療費等の損害に対して、国家賠償法第2条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を負う。